

訪問看護医療DX情報活用加算に係る掲示

2024年の診療報酬改定に伴い、当ステーションでは、オンライン資格確認により、ご利用者の診療情報や薬剤情報を取得・活用し、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い訪問看護の提供を目指します。

これにより、訪問看護医療DX情報活用加算として、厚生労働省によって定められた額を訪問看護療養費を算定いたします。

訪問看護医療DX情報活用加算 50 円/月

※3割負担の場合15円/月 1割負担の場合5円/月

訪問看護医療DX情報活用加算に関する施設基準は、以下の通りです。

【施設基準】

1. 厚生労働省が示す、訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令に規定する訪問看護療養費のオンライン請求を実施していること。
2. マイナンバーを用いたオンライン資格確認を行う体制を整えていること。
3. 医療DX推進体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得・活用して訪問看護を行うことについて、訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。
4. 上記3について、WEBサイト上でも掲示していること。

■個人情報の取り扱いについて

関係法令を遵守し、個人情報保護方針に基づいた適切な管理を行い、ご利用者様への看護サービスの提供以外の目的には使用いたしません。

■資格情報の提供について

資格確認情報の提供は利用者様及び代理人様の同意に基づいて行われます。同意なしにオンライン資格確認を行う事はございません。

医療DXを通して質の高い医療の提供にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

株式会社ALTWELLNURSE
あむ訪問看護ステーション